

区 役 所

区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 区役所に次の組織を置く。 区 政 部 (略) 市 民 課 (略) 課 長 補 佐 (個人番号カード交付 等に係る調整)  (略) 保健福祉センター 福 祉 部 民 生 子 ども 課 (略) 課 長 補 佐 (子ども家庭支援) ( <u>千種区、北区、中川 区、港区、南区、守 山区、名東区及び天 白区を除く。)</u>  課 長 補 佐 (地域子育て支援) ( <u>千種区、北区、中川 区、港区、南区、守 山区、名東区及び天</u>	第1条 区役所に次の組織を置く。 区 政 部 (略) 市 民 課 (略) 課 長 補 佐 (個人番号カード交付 等に係る調整) <u>(2)</u> <u>課 長 補 佐 (スマート窓口の導入 調整) (東区、中村 区及び緑区に限 る。)</u>  (略) 保健福祉センター 福 祉 部 民 生 子 ども 課 (略) 課 長 補 佐 (子ども家庭支援) ( <u>西区、瑞穂区及び熱 田区に限る。)</u>  課 長 補 佐 (地域子育て支援) ( <u>西区、瑞穂区及び熱 田区を除く。)</u>

白区に限る。)

課長補佐(子ども家庭相談支援の統括)(千種区、北区、中川区、港区、南区、守山区、名東区及び天白区に限る。)

(略)

課長補佐(生活保護)(東区、西区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区及び天白区に限る。)

課長補佐(生活保護)(2)(千種区、北区、中川区、港区、守山区及び名東区に限る。)

(略)

課長補佐(健康管理支援)

担当課長(生活保護)(中村区、港区及び南区に限る。)

(略)

担当課長(医務総括)(東区、西区、昭和区及び熱田区に限る。)

(略)

保健予防課

(略)

課長補佐(医務)(東区、西区、昭和区及び熱田区を除く。)

(略)

課長補佐(母子保健に係る子ども家庭支援)(千種区、北区、中川区、港区、南区、守山区、名東区及び天白区を除く。)

課長補佐(子ども家庭相談支援の統括)(西区、瑞穂区及び熱田区を除く。)

(略)

課長補佐(生活保護)(東区、西区、昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区及び天白区に限る。)

課長補佐(生活保護)(2)(千種区、北区、中区、中川区、港区、守山区及び名東区に限る。)

(略)

課長補佐(健康管理支援)

課長補佐(保護費等の追加給付)

担当課長(生活保護)(中村区、中川区、港区及び南区に限る。)

担当課長(保護費等の追加給付)

(略)

担当課長(医務総括)(東区、西区、昭和区、守山区及び緑区に限る。)

(略)

保健予防課

(略)

課長補佐(医務)(東区、西区、昭和区及び守山区を除く。)

(略)

課長補佐(母子保健に係る子ども家庭支援)(西区、瑞穂区及び熱田区に限る。)

課長補佐（母子保健に係る地域子育て支援）（千種区、北区、中川区、港区、南区、守山区、名東区及び天白区に限る。）

課長補佐（母子保健に係る子ども家庭相談支援の統括）（千種区、北区、中川区、港区、南区、守山区、名東区及び天白区に限る。）

課長補佐（包括的支援等の推進）

2 （略）

第2条 課の分掌事務及び担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。

区政部  
（略）

市民課  
（1）～（13）（略）

保健福祉センター  
福祉部  
民生子ども課  
（1）～（22）（略）

課長補佐（母子保健に係る地域子育て支援）（西区、瑞穂区及び熱田区を除く。）

課長補佐（母子保健に係る子ども家庭相談支援の統括）（西区、瑞穂区、熱田区、中川区及び緑区を除く。）

課長補佐（母子保健に係る子ども家庭相談支援の統括）（2）（中川区及び緑区に限る。）

課長補佐（包括的支援等の推進）

課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る感染症対策）（港区に限る。）

担当課長（保健福祉業務オンライン申請等事務処理センター）

課長補佐（保健福祉業務オンライン申請等事務処理センター）（2）

2 （略）

第2条 課の分掌事務及び担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。

区政部  
（略）

市民課  
（1）～（13）（略）

（14）スマート窓口の導入に係る調整に関すること（東区、中村区及び緑区に限る。）。

保健福祉センター  
福祉部  
民生子ども課  
（1）～（22）（略）

<p>(23)～(26) (略)</p> <p>担当課長(生活保護)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>福祉課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(25) (略)</p> <p>(略)</p> <p>保健予防課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(23) <u>生活保護法による保護費の追加給付に関すること。</u></p> <p>(24)～(27) (略)</p> <p>担当課長(生活保護)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>担当課長(保護費等の追加給付)</u></p> <p>(1) <u>生活保護法による保護費の追加給付に関すること。</u></p> <p>福祉課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>包括的支援の推進に関すること。</u></p> <p>(5)～(26) (略)</p> <p>(略)</p> <p>保健予防課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>包括的支援の推進に関すること(福祉課の主管に属するものを除く。)</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p><u>担当課長(保健福祉業務オンライン申請等事務処理センター)</u></p> <p>(1) <u>区長の指定する保健福祉業務オンライン申請等事務処理センターに関すること。</u></p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。